

タイトル	憲法改正草案から家族と子ども・女性の人権を考える 女性プラザ祭 2017 トークセッション報告
著者	中園，桐代；NAKAZONO, Kiriyo；山崎，菊乃； YAMAZAKI, Kikuno；清末，愛砂；KIYOSUE, Aisa；岡 田，久美子；OKADA, Kumiko；高島，裕美； TAKASHIMA, Hiromi
引用	開発論集(102)：217-232
発行日	2018-09-28

憲法改正草案から家族と子ども・女性の 人権を考える

女性プラザ祭 2017 トークセッション報告

中 囿 桐 代¹・山 崎 菊 乃²・清 末 愛 砂³
岡 田 久美子⁴・高 島 裕 美⁵

I 解 題

本報告は2017年11月10日に実施された北海道立女性プラザ「女性プラザ祭 2017 トークセッション」をまとめたものである。『憲法改正草案から家族と子ども・女性の人権を考える』と題し、2016年に引き続き「憲法カフェ」を行った。当日は45人の参加があった。なお、この原稿をまとめるにあたり登壇者の山崎氏と清末氏にはご自分の講演部分の加筆修正を行って頂いた。改めて御礼申し上げる。

まず、現在の憲法24条と自民党の改憲草案について比較しておこう（下線は筆者）。

自民党改憲草案	現行憲法
1 <u>家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。</u> （新設）	
2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。	1 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
3 <u>家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項</u> に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	2 <u>配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項</u> に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

現在の憲法24条は、GHQのスタッフだった故ベアテ・シロタ・ゴードンが原案を起草したものである。小学館『NEWS ポストセブン』の2017年12月1日配信記事に「戦前に向く自民

¹（なかぞの きりよ）北海学園大学開発研究所研究員，北海学園大学経済学部教授

²（やまざき きくの）NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

³（きよすえ あいさ）室蘭工業大学大学院工学研究科准教授

⁴（おかだ くみこ）札幌学院大学法学部教授

⁵（たかしま ひろみ）拓殖大学北海道短期大学保育学科助教

党の憲法 24 条改正案『女性は家の中で…』」(https://www.news-postseven.com/archives/20171201_633650.html 2018 年 7 月 25 日閲覧)が掲載されている。芸能人のゴシップ記事等が多いニュースサイトでこのような政治に関わる記事が掲載されたのは驚きである。しかも記事の冒頭は「9 条ばかりが注目されている安倍政権の憲法改正案だが、彼らの狙いはそれだけではない。希薄な家族関係、晩婚化、少子化……その全ての鍵を握る『女性の生き方』を、国家主導で戦前回帰させようとしている」とはっきり指摘する。

戦後になってやっと日本の女性が手にした男女平等や個人の尊厳、その理念すら捨て去ろうというのが今回の自民党の改憲草案である。確かに「家族」という言葉に私たちはア priori に「幸せな家族」というイメージを重ねがちである。しかし、特に女性にとって「家族」は時に虐待、DV 等を隠す「ブラック・ボックス」となってしまうこと、あるいは愛情の名の下で家事、育児、介護が無償労働として行われてきたことを、これまでのフェミニズムの視点を持つ調査や研究、運動が明らかにしてきた。「家族」の前に私たち「個人」(＝人ではない)の権利、生き方が尊重されなければならない。その上での「家族」である。私たち「個人」がどのような生き方、そして社会を選ぶのか、改めて、今、問われている。(中園桐代)

II 趣旨説明

開催にあたって、主催団体である北海道ジェンダー研究会代表であるとともに北海道女性プラザ館長の笹谷春美が、開催の趣旨を以下のように説明した。2016 年あたりからの社会の動きをにらみ、憲法について話をしようと、北海道ジェンダー研究会は憲法カフェを企画した。今回は、憲法の問題の中でも、特に女性、子ども、家族に関わる憲法 24 条について取り上げ、2 名の講師の話を聞いて問題点を明らかにし、その後どうしたらよいかを議論したいと考えた。

憲法 9 条の「改正」に関しては議論が進んでいるが、憲法 24 条になると議論が薄い感がある。いまの民主的な憲法が公布されたころに生まれた人間は、憲法と共に人生を歩み、輝かしい小学校・中学校の教育を受けてきた。そのような人間にとって、改憲勢力がいろいろな「悪だくみ」をする今は、危機的な状況であるといえる。国際社会にも認められている憲法を変えることなく生き、あるいはより豊かな平和を享受することを切に願いつつ、私たちに何ができるかを議論していく。(岡田久美子、高島裕美)

III トークセッション抄録

講演 I 山崎菊乃 (NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事)

憲法第 24 条の外堀が危ない

—— 親子断絶防止法：父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案 ——

1. 親子断絶防止法の制定をめぐる動き

私たちは、この 20 年間、DV 被害者の方の支援活動をしてきました。支援活動は非常に多忙で、私たちが日々の活動に追われている間に、パッと上程されそうになったのが、今日お話しする親子断絶防止法案です。本当の名前は、「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」といいます。2016 年あたりからこの法律を制定しようという人たちのロビー活動が非常に活発化しており、成立する危険性が高まっています。私たちは何とかこれを阻止したいと考え、各方面に働きかけてきました。その結果、札幌市議会では、親子断絶防止法に対する反対決議を満場一致でもらうことができました。現在、各会派がこの法律案を持ち帰って検討しているところです。その後、衆議院が解散になって、今は棚上げ状態になっていますが、やはり非常に危険な事態であることには変わりありません。この法が成立することで私たちは、憲法第 24 条の外堀が埋められる危険性があると感じています。

2. 法律があることの意味

私は日々の支援活動の中で、法律があることの意義を強く感じています。私も DV 被害者で、1997 年にシェルターに逃げて来たのですが、その時は法律（※編者注・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、通称 DV 防止法）がなかったので大変な経験をしました。シェルターから出て、新しくアパートを借りて暮らし始めた時、巡回してきた地域課のお巡りさんに、「私はシェルターから逃げて来たので、夫からの搜索願に関しては応答しないで下さい」とお願いをしました。しかしその 3 日後に、北海道警察から私の実家に連絡がきました。夫に連絡したところ不在だったため、実家に電話がいったことで、事なきを得たのですが、もし夫が在宅だったら居場所を知られるところでした。私は、びっくりして、交番に行って「傷害・暴行になったらどうするのか」と抗議したところ、「そうになったら 110 番して下さい」と言われました。法律がないというのは、そういうことなのです。

この法律ができてからは、警察の対応も大きく変わりましたし、行政も変わりましたし、多くのことが改善されていきました。今後、親子断絶防止法が成立してしまうと、それとは逆の方向に、物事が変わってしまうことになるのです。だから、私たちは、どんな法律が制定されようとしているのかを、きちんと見極めなければいけないと思っています。

今日、何気なく法務省のホームページをみていたら、民事執行法(子の引き渡しの強制執行)が変わろうとしており、そのパブリックコメントが今日までだったので、慌てて意見を書き込みました。そういうふうに私たちの知らない所で、身近な法律がどんどん変えられようとして

おり、それはとっても怖いことだと思います。これからは支援現場の人間も、きちんと法律について勉強していかなければいけないと強く思います。

3. 北海道の民間シェルターの活動

まず、私たちが関わっているシェルターについてお話します。北海道には民間シェルターが8カ所（釧路、北見、旭川、帯広、札幌、苫小牧、室蘭、函館）あります。これらが北海道から委託を受けて、DV被害者を保護しています。どのシェルターも、スタッフは皆ボランティアのような状態で、日々朝から晩まで、時には夜中も被害者の保護のために奔走しています。2015年度の保護件数は156件、内訳は札幌16件、釧路7件、帯広7件、北見8件、旭川4件、苫小牧32件、室蘭27件、函館55件です。函館や苫小牧の件数が多い理由については、いろいろ言われていますが、はっきりとは分かっていません。保護している人数は、子どもの数を合わせたらもっと多いです。ほとんどのお母さんの子どもの数は、1人や2人ではありません。5人以上連れて来る人も多くいます。去年は、10人連れて来たお母さんがいて大変だったそうです。つまり、DV被害者は性暴力も受けており、避妊をしないため、結果として子沢山になります。また、お母さんだけでなく、子どもに対するサポートもとても大事です。子どもへの影響は凄まじいので、親子断絶防止法案を通してはならないと強く思っています。

私たちは、この8カ所のシェルターを運営しながら、大体二月に一度の割合で集まってそれぞれのケースについて情報交換をしたり、政策提言の話をしたりしています。8つのシェルターの連携はとてもうまくいっています。

4. 離婚と子ども

戦前の家制度の下では、戸籍の筆頭者は戸主でした。嫁は子どもが生まれてから初めて戸籍に入るのですが、離婚する場合は、子どもを残して夫の家から出て行かざるを得ませんでした。戦後になって、新しい民法ができて、だんだん離婚率も高まり、子どもを引き取る母親が増えていきます。今は離婚家庭の大体8割では、母親が子どもを引き取っています。それに伴って、別れた子どもと関わりを持ちたいという父親が増えてきました。それは当然だと思います。本当に子どもの幸せを考えるのであれば、父親からも母親からも愛されていると思いながら育っていかないといけないと思います。

しかし、DVがある場合はちょっと違ってきます。現在、家庭裁判所での面会交流の申立件数がとても増えているそうで、10年前の2倍以上になっていると言われています。私たちも、シェルターに逃げてきた女性の離婚調停を申し立てると、すぐに面会交流の話が始まるというのが現状です。

そのきっかけとなったのが2011年の民法第766条の改正です。この条文には、「協議離婚の時に面会交流と養育費について、子の利益を最優先に協議で定める」とあり、この条文に基づいた判例では、「非監護親は面会交流権を有する」となっています。家庭裁判所では、原則とし

て面会交流を実施することを勧めており、たとえDVがあっても面会交流はさせるという方向にあります。試行面接といって、家庭裁判所で、父親と子どもを一緒にして、調査官が観察していて「(子どもが)怖がっていないから大丈夫」という判断になると、面会交流を始めることになります。私たちのシェルターを出た人たちも、それに応ぜざるを得なくなっているというのが現状です。

5. 親子断絶防止法の内容と問題

次に、具体的に親子断絶防止法案についてみていきます。まず、この法案は、別居親との面会交流をすることが子にとって最善の利益であるという大前提に立っています。そのためには面会交流を安定的に実施し、家族の絆をもっと強くしなさいという内容になっています。この法案では、DVが理由でやむを得なく逃げている被害者に対して、その行為を「連れ去り」と定義しているのです。そして、最終的には、単独親権を廃止して、共同親権を導入することを目指しています。

第6条では、「子を有する父母は離婚する時は、子の利益を最も優先して考慮し、面会交流および養育費の分担に関する書面による取り決めを行うよう努める」となっています。対等な夫婦間であれば、どういうふうに面会交流しようか、どんなふうに養育費を授受しようかという話し合いが成立するのですが、子どもを連れて逃げている人は、話し合いが出来ないから逃げているのです。DVなどにより夫婦間の力関係が不均衡である場合は、どうしたって力の強い方が優位になってしまいます。私自身も、離婚調停中に、夫だった人に思わず従ってしまった経験があります。

第7条は、「子を監護する父または母は、定期的な面会交流が子の最善の利益を考慮して安定的に行われ、良好な関係が維持される事となるようにする」、「面会交流が行われない時は、これが早期に実現されるように努める」となっています。これだと、せっかくシェルターまで利用して逃げている被害者の居場所が、DV加害者に知られてしまうことになります。今は、住民票閲覧制限制度があり、加害者には居場所が分からないようになっています。この制度と矛盾しているし、DV防止法とも齟齬が生じてしまいます。

この法案に欠けている認識は、すべての子どもが必ずしも非監護親に会いたいと思っているわけではない、ということなのです。私たちが現場で見ていると、そう思えるのです。しかし、「会いたくない」という子どものケアをどうするのかという論点は、この法案には全くありませんし、子どもと母親の安全を守るという視点もありません。

母と子が犠牲になった事例はたくさんあります。今年の1月には長崎で、面会交流のために夫の所に子どもを連れて行った母親が、帰りの車の中で殺されてしまったという事件がありました。4月には、4歳の女の子が、面会交流で父親の所へ連れて行かれた際に、父親に首を絞められて殺されてしまい、父親も自殺したという事件がありました。相当前のことですが、父親が野球の練習をしている息子に会いに行き、灯油をかけて2人で焼身自殺したという事例も

あります。離婚の背景にDVがあるような場合、子どもを無条件で会わせるのは、そういう危険性がとても高くなるということです。

実際に私たちは、問題を抱えたたくさんの子どもたちと接しています。例えば、父親がとび職だった10歳の男の子は、工事現場の足場を見ると足がすくんでしまい外出できなくなり、結局、不登校になってしまいました。14歳の男の子は、父親の所有する自動車と同じ自動車を見るだけでも過呼吸を起こし、その後、解離性障害を発症しました。4歳の女の子は、シェルターを出た後に、父親と同じ口調で暴力的な言葉を吐き、暴力を振るい続け、現在も施設に入っています。このように子どもの傷つきには凄まじいものがあります。面接交流の調停で、子どもがそういう状態にあることを母親が述べると、多くの父親は、「お前が連れ去って母子家庭になったから、子どもがそうなったのだ」と言って母親を責めます。しかし実際には、避難する前の父親との関係に原因があったわけです。ですから、無条件に「親に会わせろ」という法律を作る前に、子どもが安心して親と会える状態を作る方が先だろうと思います。

第8条では、国などの行政の介入の必要性が述べられています。すなわち、「国は、父母が婚姻中に子の監護をすべき者等の取り決めを行うことなく別居することによって、子と父母の一方との継続的な関係の維持ができなくなる事態が生じないように、または当該事態が早期に解消・改善されるよう、必要な啓発活動及び援助を行う」ことが定められています。また、「地方公共団体は、必要な啓発活動及び援助を行うように努める」ことが明記されています。DV被害者が子どもを連れて加害者から避難するということは、連れ去り＝犯罪行為だという認識の下で、行政の介入が実行された場合、母親は子どもを置いて逃げられませんか、結果として、DV加害者から逃げるができなくなってしまう。

第9条には、「児童虐待、DVその他の事情がある場合には、子の最善の利益に反することとならないよう、面会交流を行わないこととすることを含め、その実施の場所、方法、頻度等について特別の配慮がなされなければならない」ことが定められています。この条文では、子どもの最善の利益のための特別の配慮について述べられていますが、具体性がまったくありません。この条文1つで、DVや虐待等の事情があるケースのすべてをカバーしようとしています。どういうふうに子どもや母親の命を守るのかという具体的なものが何もありません。また、DVや虐待の有無の認定に関する判断を誰がするのかという大きな問題もあります。例えば、DV防止法における保護命令が出ていないとDVであるという認定は出来ないと判断されたり、ひどい精神的暴力や性的暴力を受けていてもそれはDVではないと認定されたりすると、「子どもを会わせなさい」というふうになってしまいます。特別な配慮の具体性がまったくないのです。

これは、今の憲法改正草案にも通じるものです。改正草案には、「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族はお互いに助け合わなければならない」とあります。"家族が自然かつ基礎的な単位"と見なされてしまうと、DV被害者は、自分の命を守るために逃げるのが難しくなってきます。そういった意味で私たちは、親子断絶防止法の制定は、憲法第24条の外堀を埋めるものだと捉えているわけです。

6. 子どもの立場に立った離婚後の親子関係を考える

今後、この法案が国会に上程され、通過してしまう可能性も高いので、多くの人々に、せめてDV被害の当事者が置かれている状況について理解して頂きたいと思います。まず、避難を決心することは簡単ではない、ということを理解して頂きたい。逡巡して逡巡して、「片親」になったら子どもが可哀想”だとか、「経済的にどうしよう”とか、皆さんものすごい思いで家を飛び出してくるのです。“できるだけ家庭を維持したい”、“自分が我慢すれば何とかなる”と思ってもいるわけです。私もそうでした。どんなに危険な状態でも、周りから「早く逃げた方がいい」と言われていても、「子どもの学芸会が終わってから」「運動会が終わってから」という感じで、逡巡を繰り返します。子どもの安全を第一に考えて避難を決心するわけです。決して連れ去りではないのです。特に、DVのあった家庭では、子どもに対する虐待も行われていることがありますので、児童相談所から私のシェルターに繋がって来ることもあります。さらに、逃げることで、被害者は仕事や人間関係も失うのです。このようにDV被害者らは、あらゆる不利益を受けても、避難を選んでいるのです。

多くのお母さん達は、自分と子どもの安全と安心を確保できれば、面会交流を受け入れると、言っています。「離婚も成立して、私たちの住所が分からなくて、誰かが立ち会ってくれば(面接交流に応じても)よいですよ」というお母さんがほとんどなのです。ですから、法律を作る前に考えてもらいたいのは、子どもの意思と監護親の安全を第一に考えてほしいということです。裁判所だけではなく、警察、行政、弁護士、ソーシャルワーカー、カウンセラー、民生委員、シェルタースタッフなど、あらゆる専門家による交流・連携のための制度を整備し、その制度を担保する人的・物的予算を国にきちんと保障して頂きたい。そうするとDV被害者が、加害者の元へ戻らなくてもいいような環境整備がされていくと思います。親子断絶防止法を制定する前にやるべきことがたくさんあるのではないかと思いますというのが、私たちの気持ちです。この法案は、私たち女性の個人の尊厳と、両性の本質的平等を損なうものだとして強く感じています。女性や子どもに対する暴力がなくなれば、世界の暴力はなくなるでしょう。私たちは暴力のない世界になることを願っています。

講演Ⅱ 清末愛砂(室蘭工業大学工学研究科准教授)

揺らぐ憲法24条 —— 脅かされる家族・人権 そして平和 ——

1. 保守改憲勢力の憲法観

現在、保守政権の安倍政権やそれを支える人々により、憲法の「改正」に向けた議論が非常に速いスピードで一方的に進められています。基本的に安倍政権やその強力な支持者は経済的にも軍事的にも強い国家が理想的だと考えています。強い国家を目指すという発想の下で、そうした勢力は、軍備拡張と国防を強く意識しています。憲法24条の話でいえば、家族を社会の基礎的単位と位置づけたり、〈家族の助け合い〉を推奨することで社会保障費の削減を図ろうとしています。当然ながら、その裏には愛国心の強化を図る動きが進められてきました。

こうした保守的な人たちは、「各個人が強い立場にあると国家がまとまらない」と真面目に考えていますので、個人主義を徹底的に否定するのです。ここでの問題は、個人主義イコール利己主義であると勘違いしていることです。その勘違いについては後述します。その前に、いま進められている改憲について話をします。保守改憲勢力が最も目指している改憲項目は、自衛隊の憲法明記です。それに加え、憲法の中に緊急事態条項、すなわち憲法学でいうところの国家緊急権に相当する条項を導入したいという大きな狙いがあります。基本的に自衛隊の憲法明記の目的は、国防の強化にあります。国防の強化のために軍備拡大を図ろうとするのですが、そうした政策を社会がスムーズに受け入れるようにするために、愛国心や国家の基礎的単位と考える家族の中で〈絆〉が必要だと考えるのです。そうした考えの下で、個人主義は家族の絆を破壊する大きな要因になるという結果が導かれるのです。

2. 改憲4項目

現在、自民党は改憲項目として4項目を打ち出しています。これらの4項目が最終的にどのような条文案としてまとめられるか、という点についてはこの時点ではまだはっきりとしたことは言えません。4項目を示すと、①自衛隊の憲法明記、②緊急事態条項の導入、③教育の無償化(2017年5月3日当時は教育の無償化を謳っていましたが、この原稿を整理している現段階では教育の無償化ではなく、「教育環境の整備」に変わっています)、④参院選の合区解消ということになります。「これらの項目には24条は入っていないから、24条の改憲については心配する必要はない」と考える方がおられるかもしれません。しかし、それほど楽観視できるものではありません。なぜなら、1950年代から現代にいたるまで保守改憲勢力は24条を改憲の大きなターゲットの一つとして狙いを定めてきました。確かに現在の改憲4項目の中には入っていませんが、将来的に追加項目として加わる可能性があります。一度でも改憲が成功すると、保守改憲勢力は勢いづいてさらなる改憲を目指すでしょう。そのときには24条が一番大きなターゲットとなることが予想されます。

私は憲法学者ですから、憲法の中に改憲手続が定められている以上、「現行の憲法をいかなることがあっても変えてはいけない」とは言いません。さらなる人権保障のために改憲の必要があればすればよいと思います。通常、多くの憲法学者は「なにがあっても改憲はすべきではない」とは考えないと思うのです。一方、たいがいの憲法学者は「既存の法律の改正により、または新法の制定により人権保障を拡充することができるのであれば、憲法を触る必要はない」という認識を持っているでしょう。しかし、現在、提示されている改憲4項目のうち2項目、すなわち自衛隊の憲法明記と緊急事態条項の導入は、私たちの人権を著しく制約しかねない項目であり、そのような改憲は受け入れることはできるようなものではありません。

残りの2項目である教育の無償化(教育環境の整備)と参院選の合区解消というのは、法律の改正により行うことができるものです。改憲ですべき項目ではありません。そうである以上、この段階までに教育の無償化は既存の法律の改正等を通してすでに実現されていてもおかしく

ない項目であるにもかかわらず、それはなされてきませんでした。改憲を容易に行うことができるようにするために、すなわち多数の国民から改憲に対する支持を得やすくするために、あえて教育の無償化を持ち出してきたのではないのでしょうか。

3. 憲法 24 条

さて、ここからは本日のテーマである 24 条について話していきましょう。保守改憲勢力が 24 条を長年の改憲のターゲットとしてきたことは先述した通りです。保守改憲派による改憲の動きはサンフランシスコ講和条約の発効以降に始まりました。その最初の動きの一つが、1954 年に自民党の前身である自由党が出した「日本国憲法改正案要綱」です。この中で 24 条の改憲にかかわるものとして、血族共同体の保護と尊重、親への孝養義務が示されました。その後、しばらくは静かではあったのですが、2004 年に自民党の政務調査会・憲法調査会憲法改正プロジェクトが、改憲に向けた「論点整理」を示しました。そのときに家族や共同体の価値の観点から、婚姻や家族における両性の平等の規定を見直しすべきという意見が出されました。私はこれには大きな衝撃を受けました。明確に 24 条を変えろという意見であるからです。もちろん、それに危機感を覚えたフェミニストの活動家が 24 条を変えさせないという運動を始めました。その影響があったかどうかはわかりませんが、その後は自民党のトーンが下がっていきました。

しかし、2012 年 4 月に自民党が「日本国憲法改正草案」を決定し、再び危機感が募りました。この草案全体を一つひとつ読んでいくと、「もはや憲法とはいえなくなるのでは」と思わせるような内容が多数出てくるのです。24 条という文脈でいえば、例えば、前文と同条の中で家族の助け合いを求める文言の導入が提案される等、24 条のポイントの一つである個人の尊厳を否定するような提案がなされています。こうした流れがありますので、現在進められている改憲の動きの中で 24 条がその項目として挙がっていないとはいえ、私たちは気を緩めるわけにはいきません。

なお、自衛隊の憲法明記は、9 条とともに憲法原理の一つである平和主義を支える 24 条の精神を完全に否定するものです。わたしはその点からも自衛隊の憲法明記をなんとしても食い止めたいと思っています。平和主義と 24 条との密接なかかわりについては後述します。

ここで簡単に 24 条の意義を 3 点にわけて説明します。大日本帝国時代は明治民法に基づく家制度が存在しており、それが女性を抑圧するしくみとして機能していました。日本国憲法が制定された後に家制度は主には 24 条を憲法上の根拠として廃止されました。明治民法が抜本的に改正されたからです。2 点目の意義としては、24 条により婚姻の当事者主義が採用されることになった点です。少し異論がある人もいるかもしれませんが、24 条はさまざまな形態の家族のあり方を認める条文と解することができます。公的に理想とされる画一的な家族のあり方ではなく、多様な形態の家族のあり方を認める条文という意味です。

意義の 3 点目は平和主義を構成する重要条文であるという点です。この考え方はこれまでなかなか活かされてきませんでした。私はこの点を非常に重視しているからこそ、平和主義の観

点からの 24 条を研究しています。24 条がなぜ平和主義を構成すると言えるのでしょうか。それは、まず大日本帝国時代の軍事主義や植民地支配を支えていた家制度を廃止したからです。その点から非暴力に基づく平和主義という考えを導く根拠になると考えられるのです。平和主義との関連性の詳細については後述します。

家制度の廃止により家族の中に存在してきた各種の暴力や差別をなくすことができたかという点、そういう訳ではありません。家族内の暴力や差別の問題の解消はそれほど簡単なものではありません。現在も家族の中には権力関係や性別役割分担に基づくジェンダー差別と暴力が起きています。24 条はそれを根絶しようとするための一つの憲法上の根拠となると私は考えています。さらにはもう一步進めて考えると、家族内で暴力を受けてきた人々が暴力から解放されるための制度を保障すると同時に、その制度にアクセスすることを可能にするための環境を整えるための根拠となる条文であると考えられると思います。

4. 個人の尊厳と尊重、そして個人主義

24 条 2 項では個人の尊厳が謳われています。その個人の尊厳と憲法 13 条がいう個人の尊重というのは似たものに見えるのですが、違うものです。個人の尊重というのは自己決定を意味すると思います。一方、個人の尊厳というのは、DV を含むさまざまな形態の暴力等により個人が尊厳を奪われることがないという意味を含むものだと考えられます。また、そうした暴力等により自分の尊厳を奪われるようなことがあれば、そのことに対して奪われた尊厳を取り戻す権利を保障すると考えることができると思います。したがって、24 条の中に個人の尊厳が入ったということには、非常に大きな意味があると言えるのではないのでしょうか。

憲法上、人権保障の包括的な規定としては個人の尊重を謳う 13 条を挙げることはできますのですが、わたしは尊厳なくして人権の保障は困難だと考えています。13 条プラス 24 条をセットとして考えることが重要だと思います。かつて宮澤俊義先生という大変高名な憲法学者がいました。彼が書いた憲法入門書の中には、日本国憲法の特徴がいくつか示されているのですが、その一つとして彼は個人の尊厳を挙げています。私はそれを目にしたとき、実に素晴らしいと思いました。加えて、彼は利己主義と個人主義が異なるものであることを説明するために、「個人主義は、全体主義に反対し、具体的な人間の一人一人を尊重する主義であるから、つねに自分以外の他人のことを考える」（『改訂 憲法』第 4 版第 4 刷、勁草書房、1975 年、18 頁）と述べています。これが個人主義の本当の意味だということを本の中に書いているのです。保守改憲勢力は「日本国憲法が大変個人主義的・利己主義的な憲法であるから共同体も家族も絆がなくなりバラバラになるのだ」と主張し、個人主義を批判しています。こうした勢力は個人主義と利己主義と同義に使うわけですが、個人主義の意味は本来的に利己主義とはまったく違うものなのです。

5. 家族の尊重・保護は必要か

先ほどの山崎さんのお話に感銘を受けながら聞いておりました。まず、いわゆる「親子断絶防止法案」を推進する人たちは、面会交流を親の権利だととらえる傾向があるようですが、それについて私の見解を述べます。面会交流というのは子どもの権利として考えるべきものであり、親の権利とすべきではありません。現在の日本の家族法研究者は、離婚後の共同親権を推す人たちが多いように思います。離婚後も婚姻時と同様に共同親権にすべきということで、親子断絶防止法案を支持する研究者が一定数いるようにみえます。一方、DV法の研究をしている研究者は、「そんな法律を制定すると、DVを理由に離婚した被害者が子どもへの面会交流を加害者に求められることになり大変だ」と主張するのですが、その点は家族法研究者の間で、なかなか理解が得にくいようです。こういう問題を考える上でのポイントは、面会交流を子どもの権利として理解するという点だと思います。親の権利ではなく、子どもの権利だという観点に基づいて、それが子の最善の利益を実現するための一つの要素になると考えることが重要です。子どもが「非監護親に会いたくない」と言っているのに、親の権利だからとして無理やり子どもに非監護親に会うことを強いることはできません。もちろん子どもの意見が将来的に変わる可能性を考慮した上で、そのときの状況に応じて、子の最善の利益とは何かということを考えていかなければいけない訳です。

親子断絶防止法の制定を求める運動に対して、私が許しがたいと思った点を述べます。DV被害者に対し、「似非DV被害者」といったレッテルを貼る点です。DV被害者を嘘つきだということです。子どもに会いたいという気持ちはわかりますが、DV被害者をこうして愚弄する方法は看過することはできません。DV加害者がそれを理由に離婚にいたったケースにおいて、子どもが会いたくないと言っていたり、子どもに会わせるような状況にないような場合でも、非監護親から面会交流の主張がなされることがあります。そういう主張を耳にするたびに、わたしは「まずは己が何をしたのかをきちんと振り返りなさい、それができないうちに子どもに会わせることができるはずはないでしょう」と言いたくなります。DV被害者を似非被害者とレッテル貼りすることはセカンドレイプに相当すると思います。被害者をもう一度愚弄することですから、24条の個人の尊厳の観点からしても、まったくもって許されることではありません。

2017年7月にオランダのアムステルダムで国際家族法学会があり、発表をしました。その一環として、私は親子断絶防止法の制定を求める運動を少し取り上げ、その主張の中に見られる視点を批判しました。私が発表したら、何人かの参加者が手を挙げて、「イギリスもすごいわよ。お父さんたちが『子どもに会わせろ、会わせろ』みたいなプラカードを張って運動している」「自分の国でもこうした運動が存在してきたので、情景が非常に重なる、状況を容易に想像できる」と言われたんです。皆さん様に「DV被害者の安全を確保できない」と懸念されていました。DV問題があるような場合でも共同親権が適用されることになると、次なる人権侵害が生まれることになりかねません。

私は、DV被害者または全般的な意味での女性の貧困を考えると、24条が憲法前文で謳

われている平和的生存権——その要素は恐怖と欠乏からの解放にあります——と25条が規定する生存権を結ぶ接着剤としての意味を付与されているとすることがあります。保守改憲勢力の中には、「社会保障は世代間の助け合いを基にするものであり、そのためには家族を尊重したり、保護するような文言が憲法の中に入っていなければいけない」と言う人たちがいます。家族の尊重や保護という言葉を目にすると、聞こえがいいために、それを問題だと感じることなく受け入れてしまう人々がいるでしょう。こういった主張をする人々は、「家族の尊重や保護が憲法の中に入っているのは世界の常識であり、それがなされていない日本国憲法はおかしい」と言います。しかし、家族の尊重・保護という言葉が入ってしまうと、DV被害者はどうなるのでしょうか。そもそも暴力から逃れるために家族から離れる決意をする自体が非常に困難であるのに、家族の尊重や保護が謳われると、DV被害者は家族の名の下でますます逃げにくくなってしまわないでしょうか。

家族の尊重や保護の文言の導入を主張する保守改憲勢力はその理由を社会保障の充実化のためだと説明します。それを聞くと、多くの人々は、「うん、うん」と頷いてしまうのですが、それは間違いだと言わざるを得ません。ここで忘れてはいけないのは、24条は前文と25条を結ぶ接着剤の役割はあるけれども、社会保障のための条文ではないという点です。25条が社会保障の拡充のための条文であり、その役割を変えてはいけないのです。個人の尊厳を24条で謳っているからこそ、社会権としての憲法25条の拡充に行きつくのです。24条と25条は、単純に並んでいるわけではありません。この配置には意味があります。24条の精神を受けて、25条で社会保障を拡充する一連のつながりがあるのです。

保守改憲勢力は、少子高齢化対策ということもその理由として挙げます。しかし、女性の貧困が構造的に生み出されているこの国のジェンダー差別の問題等をみることなくして、「少子高齢化対策が必要だ、だから家族の保護をしなければならない」と主張しても、それは矛盾にしか聞こえません。「家族は大切だ」と言われたら、「ああ、そうだね」とつい言ってしまいそうになりますが、世代間の財政的または人的な助け合いにつながる発想なので、「家族で助け合うことが求められることはすなわち、社会保障の後退につながる」と考えないと自らの首を絞めることになります。家族の尊重や保護が憲法の中に導入されることにより、社会保障の体系が大きく変わることにつながりますので、美しい言葉には気をつけなければならないと思います。

6. 非暴力による平和主義でつながる憲法9条と憲法24条

さて、なぜ24条が平和主義なのかということの詳細を説明しましょう。私は、現在進められている明文改憲の動きに、大反対の立場からさまざまな問題提起をしている研究者です。一連の憲法議論が一方的に進められている中で、私はそもそも憲法をいま「改正」する必要はないと思っていますので、議論の必要性はないと思っています。しかし、現実には勝手に進められるので、ものを言わざるを得ない状況にあります。その中でとりわけ強く言っておきたいのは、

ジェンダーの視点から自衛隊の憲法明記がいかなる問題をもっているのかという点です。愛国心・国防・家族の絆の強化をすべきだと思っている人たちが進めている改憲の動きの結果、自衛隊の明記がなされると、男性支配イデオロギーの影響が憲法に及ぶと懸念しています。また、平和条項である9条が、国防・安全保障のための条文に変わる事態が生じ、将来的にはその影響が24条にも及び、家族の絆が愛国心と国防の強化という点からも加えられる可能性があります。

憲法原理の一つは平和主義にあります。深瀬忠一先生(北海道大学名誉教授、2015年10月5日逝去)は、前文で言及されている平和的生存権が前文、9条および第3章で規定されている基本的人権に関するさまざまな条文により成り立つという定義を主張されてきました。私もその立場を支持しています。第3章で規定されている基本的人権の条文には24条が入ると考えています。日本の護憲運動の多くは総じて「9条を守ろう」と強調してきました。それは重要な主張であることはいっさい否定するつもりはありませんが、正直に申し上げると、9条だけでは平和を達成することは出来ません。平和主義の両輪となっている条文は9条と24条です。それらをしっかりと支えるのが、13条、14条1項(平等原則)、25条等の条文です。これらをすべて合わせて、憲法の平和主義や平和的生存権が構成されていると考えられます。これらに共通するキーワードは非暴力です。ジェンダー正義なくして、平和は達成できないという点を私は強く主張したいのです。

平和主義としての24条には、次に述べる二つの意味があると思います。安保法制下で自衛隊の憲法明記がなされるということは、海外での武力行使がよりやりやすくなることを意味します。安保法制の下で、海外で戦うことを求められるようになった自衛隊を公的な憲法上の組織として示す訳ですから、ますます軍備拡大の方向に進むことになります。24条は、そのような活動や政策とはまったく逆方向にあるものです。24条は、家族が暴力(武器を持って戦うことを含む)に依拠しない人間を育てる場になることを求めているからです。この場合の家族とは、先述したように当事者主義に基づく、さまざまな形態の家族を意味します。

また24条は、家族が軍国主義、愛国主義を強制しようとする今の政権のような国家権力に従順に従うことがない人間を育てる場となることを要請しています。平和主義の文脈において、24条が9条と両輪となっている理由はこれらの考え方にあります。多くの憲法学者は「それは積極的解釈のしすぎだ」と批判するかもしれません。しかし、大日本帝国がいかなる国家であったのか、という点に着目し、24条の一つの意義がその体制を否定するところにあるのだとすれば、わたしは上記の解釈はけっして過剰なものではなく、極めて合理的なものだと考えます。

7. 軍備拡大、国防、軍事組織との共存は可能か

平和条項としての憲法9条が、安全保障のための9条に変わると、いかなることが起きうるでしょうか。例えば、自衛隊のイラク派遣時の先遣隊長を務めた佐藤正久参議院議員は、「先ずは一步目だということだと思います。ホップ・ステップ・ジャンプでいえば、ホップです」(『自

衛隊明記』で誇りをもって、任務に当たれる環境を」『明日への選択』2017年8月号、5頁）と述べています。最初のホップとしての自衛隊の憲法明記。ステップとしては、自衛軍の設置でしょう。自衛隊は自然災害救助に励むイメージがありますが、それは主たる業務ではありません。あくまでその目的は国防にあります（自衛隊法3条1項）。安倍政権は、自衛隊のイメージをよくするために自然災害救助を利用して、イメージ操作を図っているのです。自衛隊はその目的や編成等からすれば、明らかに軍事組織である軍隊です。

私は基本的に、ジェンダー正義が尊重され、また個人の尊厳が脅かされない民主的かつ自由な社会と軍事組織との共存は不可能だと考えています。しかし、1954年の設立以来、日本では憲法違反の指摘がなされながらも、現実には自衛隊が存在してきました。山口大学の理事を務めておられた額田厚先生は、著書の中で「民主主義社会において、それと原則的には共存できないはずの軍事組織である自衛隊が、それでも共存を許されるとすれば、それは『シビリアン・コントロール』という民主主義社会における軍の存在を保証する制度の履行しかないのです」（『集团的自衛権容認の深層——平和憲法をなきものにする狙いは何か』日本評論社、2014年、148-149頁）と述べられています。

日本では2009年以降、シビリアン・コントロールが形骸化され、2015年には背広組と制服組が対等に防衛大臣を補佐できるようになりました。今後、こうした動きがますます進み、制服組がより大きな力を持つ状況になったときに、この社会の民主主義は完全に終わります。そのときにはもはや民主主義社会と軍事組織の共存の可能性はまったくなくなるでしょう。

8. 自衛隊明記とジェンダーに基づく暴力

憲法に自衛隊が明記されると、社会の各側面にその影響が出てくるでしょう。その一つは社会がより軍事化していくということにあります。本日は、軍事化の影響とジェンダーに基づく暴力との関係を深く見ていくことにします。自衛隊の憲法明記は、憲法に軍事組織を公的な存在として入れることを意味しますので、戦闘性と攻撃性を公的に肯定することにつながるようになります。それは24条の精神と真っ向から対立するものです。「安保法制により、専守防衛だった自衛隊が普通の軍隊になった」という声をよく耳にしますが、それは違います。自衛隊は先述したように近代の軍隊の目的や編成から考えると、最初から軍隊であったと言えます。

安保法制の下で集团的自衛権の限定行使が認められました。集团的自衛権というのは過去の行使例をみていくと、一つのことがはっきりします。ソビエト連邦や米国といった大国が、アフガニスタンのような小国に対して軍事侵攻したり、軍事駐留したりするための手段として使われてきたのです。それは歴史が明確に語るところです。すなわち、大国による小国への侵略の手段として用いられてきたということなのです。その点から考えると、集团的自衛権の行使を可能にしたということは、自衛隊が侵略性を帯びたということを意味するのです。その意味で「普通の軍隊になった」という表現は的確とは言えないでしょう。実際に海外に戦闘のために行く可能性を持ったということで、自衛隊の戦闘性や攻撃性が増していくことにもな

るでしょう。

軍事組織というのは、男性支配イデオロギーに基づいてその秩序が形成されています。そうであるからこそ、構造的にジェンダーに基づくさまざまな暴力が生み出されるのです。それに対し、国家はそうした問題への対応が求められ、何か問題が発生すればその責任を負うことになります。しかし、日本が大日本帝国時代の日本軍性奴隷制度問題に対し誠意ある態度をとってこなかったことから推測できるように、国家としての責任を明確に果たすようには思えません。

また、日本にヘイトスピーチが蔓延している状況を見るだけでも、この社会がいかに差別的であるのかということがわかります。こうした差別的な思想が蔓延する社会の軍事組織が他の国々を攻撃したときに、どのようなことが起きるかということをわたしたちは想像しておく必要があると思います。

自衛隊が武力行使の現場である戦場に派兵され、ここの自衛官が極度の緊張を強いられることでストレス等が蓄積されていくと、軍事組織内の男性支配イデオロギーが威力を発揮し、自衛隊内でジェンダーに基づく暴力が増大する可能性があります。また、帰還自衛官の家族の中でDV事例が多発していく可能性もあります。元自衛官に聞き取り調査をした際に、自衛隊の中ではセクハラが多発してきたことを聞きました。しかし、それらは隠蔽されています。今後はこうしたセクハラも増加していくことが考えられます。おそらく、基地周辺の住民に対するジェンダーに基づく暴力が発生する事態も起きていくでしょう。

加えて、もう一点言いたいことがあります。それは、自衛隊が派兵先の地域の住民に対してジェンダーに基づく暴力を起こすことになるのではないかということです。旧日本軍の戦時性暴力の実態とその後の国家の無責任体制をみる限り、同じことが起きてもおかしくありません。武器を持つと人間は変わります。武力で人を鎮圧していく力を持ったと勘違いし、実際にそれを行しかねません。ジェンダー差別とレイシズムの観点から、派遣先で暴力を振るう可能性があるということを真剣に考えていかなければならないのではないのでしょうか。

IV ディスカッションを終えて

講演後、6つのグループでディスカッションし、講師に各グループを回ってもらった。ディスカッションにあたり、北海道ジェンダー研究会の辻智子より情報提供があった。親子断絶防止法案が自民党内で議論された時に、家庭教育支援法案も議論されたことに、危機感を抱かされた。家庭教育が強調された時代は、歴史的に3回ある。1回目は1930年代であり、国家総動員で戦争を遂行するために、家庭教育が強調され、国家的母性がもち出された。2回目は1960年代の高度経済成長期であり、経済戦争を戦うために家族が補強された。3回目は2000年に入って第一次安倍政権の時、教育基本法に家庭教育条項が入れられ、それに抱き合わせて愛国心が入った。つまり、家族と国家主義がつながっている、と。

会場からは、参加者 45 名のうち 18 名からアンケートの回答が寄せられた。「マスコミ報道、限られた情報量を、親子断絶防止法など重要な案件に割いてほしい」、「憲法改正したらどうなるのかとても気になり心配です」、「先進的な価値をもつ日本国憲法についての催しは勉強になります」、「戦後、自民党政権が長期に存在してきたことと、男女平等の現ランキングが 144 か国中 111 位は深い関係があると思う」などの感想が含まれていた。

参加者の関心は高く、憲法問題と同時に、戦後の男女平等の歩みや最近約 20 年の社会の動きに関する議論を求める声が上がった。憲法カフェ第 3 弾の開催を今後検討していきたい。

(岡田久美子，高島裕美)